

平成29年度 社会福祉法人王滝村社会福祉協議会事業計画

I. 基本目標

『つながる地域、ぬくもり伝わる福祉の輪』

現在、私たちの暮らす地域では顕著な人口減少のなか社会資源の不足や人材確保の問題を抱え、福祉サービスにおいては、高齢者のみの世帯の増加等による新たな福祉ニーズに如何に対応し、財政運営をはじめ持続可能なサービス提供体制を如何に構築すべきか、中長期的な事業展開のあり方についての検討が必要となっています。一方、国の福祉制度では持続可能な社会保障の仕組みづくりのために既存のサービス給付の枠組みが見直され、支える側も支えられる側も一緒に地域で必要な福祉サービスについてともに考え、地域全体支え合う新たな体制づくりが必要となっています。

そのような中で、ともに参加し、ともに支え合う地域づくりを推進するとともに、小規模であってもぬくもりの伝わる身近な福祉サービスの提供を目指し、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、ひとりひとりが尊重され役割や生きがいをもって輝ける地域福祉の実現に努めます。

II. 活動概要

1. ともに支えあう地域福祉の実現

住民自らが主体となり参加する地域福祉を実現するために、福祉ニーズの把握や社会福祉の普及に努めるとともに、関係諸機関との連携を密にし、「自助」、「共助」、「公助」のバランスのとれた地域福祉の実現に努めます。

(重点目標 ①)

多様な担い手による地域支え合い活動の促進と連携・協働の体制づくり

平成28年度より生活支援ネットワーク事業をはじめ地域全体で支え合う新たな取り組みがスタートしましたが、支え合い活動の担い手の受け皿を少しでも拡げられるよう多様な担い手の発掘および育成に努めるとともに、公民および各種団体や事業者等が有機的に連携し、互いに補完し合い、ともに協働できる体制づくりの推進に努めます。

(1) 地域における福祉ニーズの反映、および住民参加の促進

1. 地域福祉推進事業

- * 地域の課題共有と福祉ニーズの反映
- * 地域における支え合い活動の促進
- * 地域住民と社協、行政の協働の推進
- * 地域固有の福祉ニーズの充足
- * 会員制度の普及、及び会費の有効活用
- * 福祉基金の有効活用
- * 地区福祉推進委員会の設置
- * 住民協働による出張サロンの企画

(2) ボランティアの育成および支援

2. ボランティア活動促進事業

- * ボランティア活動の需給調整
- * 登録ボランティアの活動支援
- * 養成講座及びスキルアップ講座の開催
- * ボランティア情報紙の発行（月1回）
- * 新たな支え合い活動の取り組みへの支援
- 並びに新規ボランティアの開拓

(3) 社会福祉の普及、および宣伝

3. 社会福祉大会

- * 第28回福祉・健康の集いの開催（村共催）
- * 会長表彰の実施

4. 調査広報事業

- * 住民福祉及びサービス全般に関するニーズ調査
- * 広報誌「社協おうたき」の発行（年3回）
- * 情報紙「社協ふれあい情報」の発行（月1回）

5. 福祉教育推進事業

- * 福祉全般に対する住民理解の促進、及び福祉講座の企画
- * 小中学生ボランティア体験及び福祉教室
- * 園児・小中学生との交流企画、ふれあい交流の促進

(4) 関係諸機関との連携

6. 福祉活動促進事業

- * 保健・医療、教育、その他福祉団体等諸機関との連携及び協働
- * 地域福祉活動の促進及び支援
- * 民生児童委員協議会活動との連携
- * 郡内社会福祉協議会との情報共有及び協働
- * 王滝村共同募金委員会事務局の運営
- * 王滝村共同募金委員会事務局の運営

2. 住民参加による福祉サービスの展開

地域に暮らすひとりひとりの声を取り入れ、地域に根ざした特色ある福祉サービスを展開するとともに、住民参加による福祉サービスの実現に努めます。

(1) 子どものためのサービス

1. どんぐり広場
2. ミニ児童館の開放

(2) お年寄りのためのサービス

3. ふれあい元気づくり教室
4. お楽しみ弁当
5. ごたくらぶ
6. 会食会、その他高齢者の生きがいづくりの促進

(3) 障がいをもたれた方のためのサービス

7. 障がい者希望の旅、及びふれあい交流会
8. 各種交流事業等の企画（障がい者支援事業）

3. 共同募金配分金事業の実施

- (1) 生活支援事業 会食会、ごたくらぶ／公募配分
- (2) 社会参加事業 社会福祉大会
- (3) 総合福祉的事業 どんぐり広場、調査広報事業

4. 高齢者や障がい者のための介護サービス

－ 介護保険・障害福祉サービス －

本人の意思を最大限に尊重し、誰もが自分らしく輝き自立した生活を送れるよう、介護の必要なお年寄りや障がいをもたれた方を援助するとともに、ご家族の負担軽減に努めます。

（重点目標 ②）

総合事業への対応と今後の通所・訪問サービス展開のあり方の検討

平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業がスタートし、要支援認定者等へのサービスとして、新たに指定第1号通所事業及び訪問事業、並びに介護予防ケアマネジメント事業を開始します。新たな事業の円滑な実施に努めるとともに、平成30年度に予定される介護保険制度改正に備え、要支援認定者その他軽度の方に対する通所サービス及び訪問サービスの今後の事業展開にあり方にについて検討します。

- (1) 居宅介護支援センターの運営（指定居宅介護支援／第1号介護予防支援受託事業(新)
 - 1. 居宅介護支援事業** 介護サービス／予防・生活支援サービス計画
- (2) 王滝村デイサービスセンターの運営（指定地域密着型通所介護／第1号通所事業(新)
 - 2. デイサービス** 介護サービス&予防・生活支援サービス
- (3) 訪問介護ステーションの運営（指定訪問介護／第1号訪問事業(新)
 - 3. ホームヘルプサービス** 介護サービス&予防・生活支援サービス
 - 4. 障がい者ホームヘルプサービス**（指定居宅介護等事業）
移動支援サービス（地域生活支援事業／受託）

5. 高齢者や障がい者の生活支援および介護予防サービス

ひとり暮らしや高齢者世帯をはじめとするお年寄りや障がいをもたれた方が、住み慣れた地域のなかでいきいきと健康的で自立した生活を持続することができるよう、日常生活の支援や介護予防に努めます。

（重点目標③）

いきいき高齢者の社会参加活動の促進

高齢になっても役割や生きがいをもって輝き、健康で自立した生活を送ることができるよう、趣味活動や生きがい活動の促進や、地域づくりや支え合い活動、就労活動等への参加を積極的に支援するとともに、高齢者の活躍の場づくりに取り組み、生涯現役で活躍できる地域づくりの推進に努めます。

- (1) 生きがいづくりの促進および介護予防
 - 1. いきいきサロン**（総合事業／受託） ※介護予防・日常生活支援総合事業(新)
- (2) 食生活の支援および栄養改善
 - 2. 配食サービス**（総合事業／受託）
- (3) 自立生活の促進および介護予防（総合事業／受託）
 - 3. 生活支援訪問サービス／①介護予防ホームヘルプ**
- (4) 日常生活の支援および生活の質の確保
 - 4. 生活支援訪問サービス／②生活支援ホームヘルプ**
- (5) 移動手段ならびに外出機会の確保（村受託事業）
 - 5. 外出支援サービス**（公共交通空白地有償運送サービス）
- (6) 独居世帯の交流促進および日常生活の支援
 - 6. ひとり暮らしうまい会**
- (7) 地域における生活支援等サービスの支援体制づくり、及び高齢者の社会参加の促進
 - 7. 生活支援ネットワーク事業**（地域支援事業／受託）

6. 在宅で介護をされる方の支援

在宅で介護をされる方の不安や悩みを軽減するために、介護や健康管理、生活環境等に関する情報提供を行なうとともに、介護者の孤立感を軽減し心身両面における疲労回復を図るために、介護者どうしの交流の場や外出機会の確保に努めます。

また、広く一般の方に対しても、介護に対する理解を深めるための情報提供に努めます。

1. 介護教室（地域支援事業／受託）
2. 介護者リフレッシュ事業（地域支援事業／受託）

7. 生活資金の貸付け

低所得者や障がいをもたれた方等に低利で生活資金の貸付けを行い、日常生活への意欲と自立を促進できるよう援助に努めます。

1. 暮らし資金貸付事業
2. 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
 - * 生活福祉資金調査委員会の設置
 - * 民生委員への調査、斡旋等の業務委託

8. 身近な相談および支援体制の整備

ひとりひとりが互いに尊重され、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するために、個人の尊厳を守りプライバシーの保護に留意するとともに、ニーズに合わせた相談窓口の提供及び斡旋に努めます。

- (1) 各種相談窓口の設置
 1. 心配ごと相談所事業（村受託事業）
- (2) 地域連携による認知症相談・支援体制づくり
 2. 認知症安心ネットワーク事業（地域支援事業／受託）
- (3) 金銭管理・財産保全サービス、及び日常生活自立支援事業への協力

9. 生活支援ハウスの受託運営

ひとり暮らしや高齢者世帯等のお年寄りの孤立化を防ぎ、健康で自立した生活を持続していただくために、在宅福祉サービスを有効に活用するとともに交流機会の確保に心がけ、共同で安心して生活できる居住環境の提供に努めます。

1. 生活支援ハウス運営事業（村受託事業）
 - * 生活援助員の設置
 - * 木曽シルバー人材センターへの宿泊業務の委託

10. その他サービス全般に関わる事業

- (1) 福祉サービス苦情解決体制の整備
 - * 第三者委員の設置

（重点目標④）

サービス提供体制の整備と今後の事業展開のあり方の検討

介護保険制度の見直しでは、要支援認定者をはじめ軽度の方の給付の見直しが行われ、今後の事業経営に大きな影響が予想される中、改めて事業全体の枠組みや事業展開のあり方について検討を行うとともに、持続可能なサービス提供体制の整備に努めます。